

# 環境マネジメント マニュアル

第三版

2008年6月13日制定

2009年11月26日改訂

株式会社 浜村建設

## 1. 会社概要

- ① 会社名 株式会社浜村建設 鋼機部
- ② 所在地 島根県雲南市木次町山方231-1
- ③ 事業内容 鉄(鋼)に関わる製品の作製・加工・販売
- ④ 代表取締役社長 浜村一雄
- ⑤ 取締役工場長 浜村満夫(最高責任者)
- ⑥ 資本金 2000万円
- ⑦ 従業員数 13名
- ⑧ 敷地面積 1860m<sup>2</sup>
- ⑨ 述床面積 760m<sup>2</sup>
- ⑩ 沿革 1970年:出雲市高松町にて鋼機部が創業開始  
1981年:雲南市木次町(現在)に移転  
1990年:木次工場鋼機増築

## 2. 目的及び適用範囲

### 2.1 目的及び適用範囲

2.1.1 株式会社浜村建設鋼機部(以下、「当社」という)が構築するKES・環境マネジメントシステム・スタンダード(以下、「KES」という)のステップ1の要求事項に適合する環境改善活動を記述する文書とする。

2.1.2 社内のシステム推進のための指示・説明及び教育資料とする。

2.1.3 審査登録機関への提出・説明資料とする。

### 2.2 適用範囲

当社の全ての活動、製品及びサービスに適用する。

当社の敷地内に常駐する委託業者には適用しないが、当社に常駐している委託業者の社員には当社の従業員に準じた環境教育・周知・活動を実施要請する。

## 3. KES・環境マネジメントシステム要求事項

### 3.1 一般要求事項

当社は、活動、製品及びサービスが環境に及ぼす影響を確認し環境宣言及び環境改善目標を設定し、KESのステップ1に適合する環境改善活動を実施する。

### 3.2 環境宣言

最高責任者は、当社の活動、製品及びサービスが環境に及ぼす影響に関し、継続的な環境改善活動を行うため、環境宣言を制定する。

当社の環境宣言は、次に記述する。

# 環境宣言

## 基本理念

株式会社浜村建設は、地球環境の保全が当社理念である「お客様の成功・幸せ」と深く結びついていることを認識し、環境負荷の低減に向けて努力していきます。

## 方針

株式会社浜村建設鋼機部は溶接作業等、製缶に係わる全ての活動において環境影響を低減するために次の方針に基づき環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指します。

1. 当社の活動、製品及びサービスに係わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。
2. 当社の活動、製品及びサービスに係わる環境関連の法的及びその他の要求事項を順守します。
3. 当社の活動、製品及びサービスに係わる環境影響のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組みます。
  - (ア) 不良率の低下
  - (イ) 社員教育の実施
  - (ウ) 工場周辺の清掃等啓蒙活動の実施
4. 一人ひとりが環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、この環境宣言を従業員に周知するとともに社外へも公表します。

上記の方針達成のために、目標を設定し、定期的に見直し環境マネジメント活動を推進します。

2008年6月13日制定  
2009年11月26日改訂

株式会社浜村建設  
取締役工場長 浜村満夫

### 3.3 計画

#### 3.3.1 環境影響項目

当社の活動、製品及びサービスの環境影響項目のうち、環境に著しい影響を及ぼすと考えられるもの又はその可能性のある項目を特定するため、環境影響評価を行い、特定された著しい環境影響項目は環境改善目標の設定時に確実に考慮することにより、継続的改善に結びつける。

この環境影響評価の手順を 3.3.1 項で定める。

環境影響評価は、定期的に年1回(8月)実施するとともに、工程変更や材料変更などの評価対象の環境影響項目に変更がある場合に、定期評価と同一手順で臨時的に行うことにより「著しい環境影響項目」を最新の状態で維持できるようにする。

#### (1) 環境影響評価

##### ① 環境影響評価の調査

当社の活動、製品及びサービスにおける環境影響項目を調査する。

##### ② 環境影響の評価

環境影響を発生させる項目について、通常時の状態において、「KES環境影響評価プログラム(チェックリスト法)」に従い評価を実施する。

#### (2) 著しい環境影響項目及び重要環境活動項目

環境影響評価した結果、著しい環境影響項目及び重要環境活動項目を定め、【表-1】に示す。

【表-1】「著しい環境影響項目及び重要環境活動項目」

工程	著しい環境影響項目 及び重要環境活動項目	主な設備・装置・物質等
INPUT	電力	冷暖房、照明、機械設備
	紙	事務用紙
OUTPUT	産業廃棄物	廃油、くず鉄、陶器類
	騒音・振動	コンプレッサー
グリーン調達	エコ製品購入	事務用品
環境教育	社内教育	品質改善・環境保全
社会貢献	清掃活動	国道54号線沿い

### 3.3.2 法的及びその他の要求事項

当社の活動、製品及びサービスに適用される環境に関する法的及びその他の要求事項の内容を特定し、環境影響項目特定の判断基準にも使用する。

特定する手続き及びそれを参照する手順をこの 3.3.2 項に示す。

#### (1) 法的及びその他の要求事項の調査

環境管理責任者は、当社の活動、製品及びサービスにおける環境影響項目に適用を受ける法的及びその他の要求事項とその具体的な要求事項を調査し、当社のどのような環境影響項目に適用されているのか、関連も明確にする。

当社の「法的及びその他の要求事項の概要」を【表-2】に示す。

#### (2) 維持管理

作成された「法的及びその他の要求事項の概要」は、法規制等に変更が生じた時や当社の環境影響項目に変更が生じた時などに見直しを行ない、最新の状態を維持する。

#### (3) 周知

特定された「法的及びその他の要求事項の概要」を関係者に周知するため、作成・改訂の都度、連絡する。

【表-2】 法的及びその他の要求事項の概要

区分	法律等名称	要求事項	環境影響項目
廃棄物	廃棄物処理法	・一般廃棄物の許可業者への委託	・陶器類 (サンダーの刃) ・鉄粉 ・廃油
		・廃棄物置場の保管基準の順守	
・産業廃棄物の委託契約の締結			
・産業廃棄物マニフェストを収集運搬 ／処分委託の都度交付、回収、管理			
・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出			
	フロン回収破壊法	・回収・運搬・破壊に要する料金の支払い ・委託確認書、引取証明書の保存	・業務用エアコン ・冷蔵庫
水質	雲南市個別浄化槽の設置及び管理に関する条例	・使用開始届、除害施設の設置、 ・除外施設の設置者は水質検査義務	・浄化槽
リサイクル	リサイクル法	・委託確認書、引取証明書の保存	・パソコン
	家電リサイクル法	・買換、廃業等業者引渡し時リサイクル料の支払	・エアコン ・テレビ
	自動車リサイクル法	・車検又は買換時リサイクル料の支払	・自動車
科学物質	消防法	・消火器の設置	・消火器
	高圧ガス保安法	・高圧ガスの製造貯蔵等及び取扱い	・酸素
地方条例	雲南市下水道条例	・使用開始届、特定事業者(水質基準)、除害施設の設置	・下水道
	雲南市個別浄化槽の設置及び管理に関する条例	・使用開始届、除害施設の設置、除外施設の設置者は水質検査義務、浄化槽	・浄化槽
その他	グリーン購入法	・できる限り環境物品などを購入する	・文房具
	顧客要求	・KES審査登録	

### 3.3.3 環境改善目標及び改善計画

環境改善目標を設定し、それを記載した環境改善計画書を作成する。

#### (1) 環境改善目標

当社の環境宣言を具体化し環境改善活動を継続的に向上させるために、環境に著しい影響を及ぼす項目を抽出して環境改善目標を設定する。なお、目標は最高責任者が次の事項に配慮した上で立案し設定する。

- ① 環境宣言との整合性
- ② 法的及びその他の要求事項の順守
- ③ 環境に著しい影響を及ぼす項目
- ④ 汚染の予防に関する約束
- ⑤ 技術的、経済的制約から実現の可能性
- ⑥ 利害関係者の見解
- ⑦ 目標は可能な限り数値化し、数値化できない場合でも到達地点を明確にする

#### (2) 環境改善計画

環境改善目標を達成するために、「環境改善目標兼進捗管理表」(付表)を作成して進捗を管理する。なお環境改善計画表には以下の内容を含むものとする。

- ① 目標を達成するための進捗を管理する実行責任者の明示
- ② 目標を達成するための具体的施策と日程を示す
- ③ 環境改善計画書で目標に対する実績が確認できる

計画を実行する段階で何らかの変更があった場合は、その都度改訂する。

## 3.4 実行

### 3.4.1 文章

KESステップ1規格の要求事項及び事項間の関連性をこの「環境マニュアル」に記載する。

### 3.4.2 活動

環境宣言、環境改善目標及び改善計画を達成するための活動を実施する。

## 3.5 点検

環境活動の有効性を保証するために、環境改善計画の進捗状況及び適用を受ける法的及びその他の要求事項の順守状況を定期的に確認し評価する。

### 3.5.1 確認

環境管理責任者は「環境改善計画書兼進捗管理表」において月次で適合評価基準により適合性を評価し、記録する。

### 3.5.2 順守評価

適用を受ける法的およびその他の要求事項の順守状況を定期的に監視・評価するために、業務点検を実施し、「法的及びその他の要求事項の順守状況チェック表」に記載し、記録する。

### 3.6 最高責任者による評価

最高責任者は、定期的に環境宣言、環境改善目標、環境改善計画及び活動についても見直す。これにより環境改善活動が適切に、有効に進んでいるかを評価する。

#### (1) 評価

最高責任者は環境改善活動が、KES・ステップ1に要求事項に対して、継続的に適切で、有効であることを確実にするため、年に1回(8月)評価を実施する。

最高責任者による評価は、下記情報を基に実施する。

- ① 法的及びその他の要求事項の順守評価結果
- ② 環境改善活動の進捗状況
- ③ 法規制等行政や業界等周辺動向
- ④ 関連する加害関係者の関心事
- ⑤ 前回の評価の結果
- ⑥ その他、最高責任者が必要と判断した情報

#### (2) 評価結果の記録

最高責任者による評価結果は、「最高責任者評価記録」としてまとめ、保管する。

#### (3) 改善と変更

「最高責任者評価記録」に基づき、修正改善及び変更の処置をとる。